

高知県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○高知県流域下水道事業財務規則 令和 2 年 3 月 31 日 規則第 29 号 (指定銀行の検査) 第 6 条 知事は、政令第 22 条の <u>4</u> 第 1 項の規定により、企業出納員をして、指定銀行について、毎事業年度 1 回及び必要があると認めるときに、流域下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務並びに預金の状況を検査するものとする。 2 企業出納員は、前項の検査を行ったときは、その結果を知事に報告しなければならない。	○高知県流域下水道事業財務規則 令和 2 年 3 月 31 日 規則第 29 号 (指定銀行の検査) 第 6 条 知事は、政令第 22 条の <u>5</u> 第 1 項の規定により、企業出納員をして、指定銀行について、毎事業年度 1 回及び必要があると認めるときに、流域下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務並びに預金の状況を検査するものとする。 2 企業出納員は、前項の検査を行ったときは、その結果を知事に報告しなければならない。